

告 示

埼玉県告示第六十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和八年一月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

一 形質変更時要届出区域

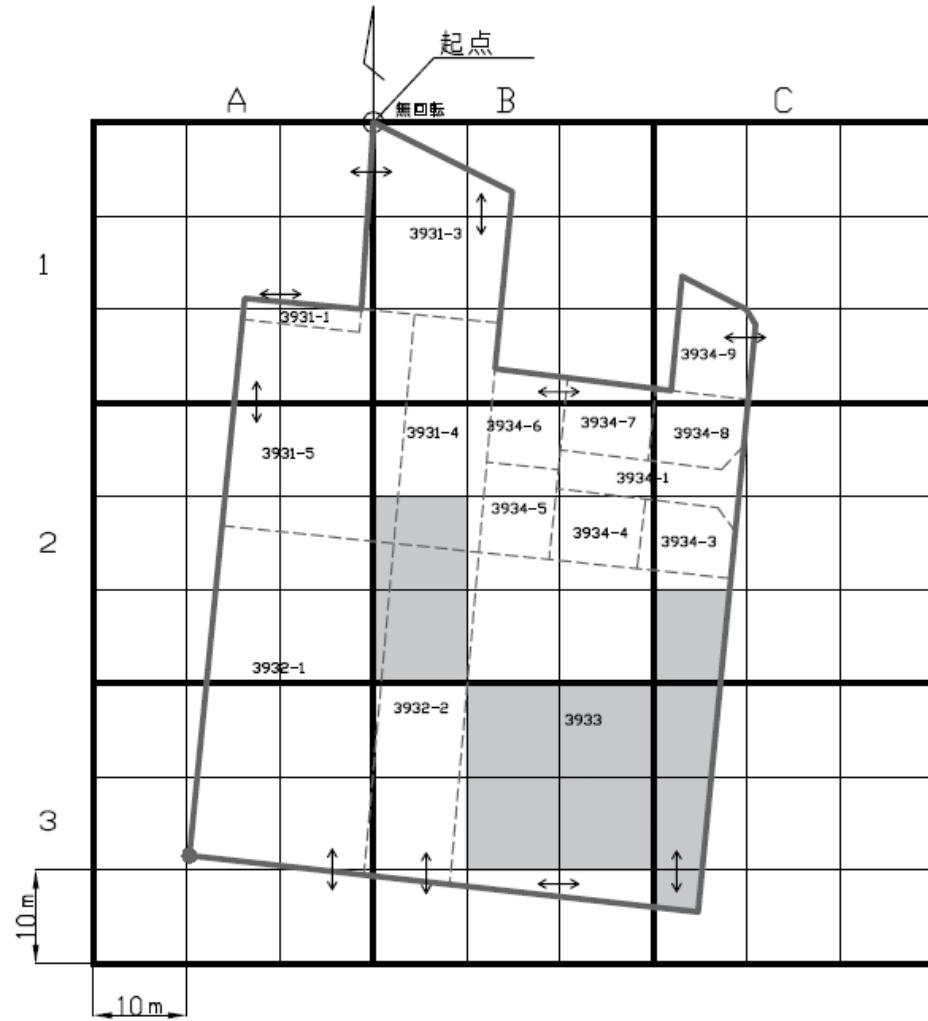
別図のとおり（埼玉県戸田市早瀬一丁目三千九百三十一番四の一部、三千九百三十一番五の一部、三千九百三十二番一の一部、三千九百三十二番二の一部及び三千九百三十三番の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふつ素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物



起点
起点は戸田市早瀬一丁目3931番3の最北端とする

■ 形質変更時要届出区域に指定する区画
— 敷地境界
- - - 地番境界